

雫石町地域防災計画見直し（案）に対する意見について

1. 実施状況

（1）意見の募集期間

令和2年11月25日（水）～令和2年12月25日（金）

（2）閲覧場所

役場総合案内、町中央公民館、町内各地区公民館、町ホームページ

（3）意見の提出方法

郵便、FAX、電子メール、ご意見箱への投函、防災課への持参

（4）お寄せいただいたご意見

1名の方から3項目のご意見等をいただきました。意見等の反映状況は次のとおりです。

2. ご意見の反映状況

【反映区分】

A：計画に反映する

B：意見を反映して案の修正等を行う

C：施策の実施計画、実施段階で反映

D：その他（参考意見）

章・節	意見等の概要	反映区分	対応方針
第2章 第6節 要配慮者の安全確保計画	災害時等において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行うにあたり、スマートフォンアプリの通訳機能を活用する教育、訓練を実施してはどうか。	C	ご意見のとおり、スマートフォンの通訳・翻訳機能の活用は、ボランティア養成にあたり有効な手段の一つと考えております。本計画への明記はいたしません。教育等の場におけるメニュー化を検討させていただきます。
第3章 第1節 活動体制計画	政策推進課の所掌事務のうち、地域交流センターの施設名称を明記すべきではないか。また、地域交流拠点施設はどこが担当なのか。	B	地域交流センターの名称については、七ツ森地域交流センターとして明記させていただきます。地域交流拠点施設については、観光商工課が担当となります。併せて修正案に追加させていただきます。
第4章 第3節 原子力災害対策計画	緊急事態における <u>原子力施設</u> 周辺住民への防護措置を行うとあるが、雫石町は原子力施設周辺ではない。町が行う防護措置とは何か。また、下線部を雫石町民に置き換えるべきではないか。	B	上位計画の修正に伴い新たに追加した項目ですが、ご意見のとおり、当町は原子力施設周辺にありませんので、本項目を全部削除させていただきます。